

○東洋食品工業短期大学 研究活動等不正防止の基本方針（不正防止ポリシー）

東洋食品工業短期大学（以下、「本学」という。）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日 文部科学大臣決定）に基づき、本学における研究活動上の不正防止に関する基本方針を以下の通り定める。

（法令の遵守）

1. 研究活動等不正防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める指針、ガイドライン等を遵守する。

（責任体制の明確化）

2. 研究活動上の不正防止に関する諸問題に対応するため責任体制を明確にし、学内外に公表する。

（規程等の整備、及び公表）

3. 研究者等の不正防止に係る規程等を法令に沿って随時見直し、学内外に公表する。

（行動規範）

4. 研究活動等における行動規範を定め、全学的に周知徹底することで、研究者等の適正な研究活動に関する意識の向上を図る。

（不正防止計画）

5. 研究活動等における不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

（研究倫理教育）

6. 研究者等は、不正防止のための研究倫理教育及び研修等を受講し、研究の倫理や行動規範を明確に自覚して研究活動に従事する。

（モニタリング体制）

7. 不正を起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を構築する。

（研究者としての意識を持つ学生の育成）

8. 学生には、研究に対する姿勢と学術の両面について教育を行い、品格と資質を併せ持った包装食品工学に係わる技術者を育成する。

附則 この基本方針は、平成27年12月15日に制定・施行する。